

資料編

## 資料編

<b>1 . 西宮市都市交通会議</b> .....	<b>資料 1</b>
1.1 . 開催履歴.....	資料 1
1.2 . 委員名簿.....	資料 2
1.3 . 規約・規程.....	資料 3
<b>2 . 西宮市交通政策課題検討委員会</b> .....	<b>資料 6</b>
2.1 . 開催履歴.....	資料 6
2.2 . 委員名簿.....	資料 6
2.3 . 西宮市交通政策課題検討委員会設置要綱.....	資料 7
<b>3 . パブリックコメント</b> .....	<b>資料 9</b>

## 策定経過

## 1. 西宮市都市交通会議

## 1.1. 開催履歴

時期	内容
平成 25 年度	10月7日 <b>第1回 総合交通戦略策定分科会</b> <input type="checkbox"/> スケジュールについて <input type="checkbox"/> 西宮市の概況 <input type="checkbox"/> 西宮市の上位関連計画、交通に関する問題、課題について
	3月19日 <b>第3回 西宮市都市交通会議</b> <b>第2回 総合交通戦略策定分科会</b> <input type="checkbox"/> 基本計画(案)について ・ まちづくり・交通政策に関する課題 ・ 将来都市像 ・ 総合交通戦略の理念
平成 26 年度	10月3日 <b>第3回 総合交通戦略策定分科会</b> <input type="checkbox"/> 基本計画素案について ・ 西宮市総合交通戦略の構成 ・ 基本理念と将来都市像の設定 ・ 暮らしとお出かけを支える都市構造の考え方 ・ 将来都市像に照らした現状と課題 ・ 基本目標の設定
	1月6日 <b>第4回 総合交通戦略策定分科会</b> <input type="checkbox"/> 基本計画および実施計画素案について ・ 施策体系 ・ 施策推進にあたっての役割分担 ・ 施策検討方針
	3月27日 <b>第5回 西宮市都市交通会議</b> <input type="checkbox"/> 基本計画および実施計画素案について ・ 総合交通戦略策定の趣旨、スケジュール ・ 基本理念と将来都市像の設定 ・ 都市構造の考え方 ・ 基本目標の設定 ・ 施策推進にあたっての役割分担 ・ 施策検討方針
平成 27 年度	8月17日 <b>第5回 総合交通戦略策定分科会</b> <input type="checkbox"/> 基本計画および実施プログラムについて ・ 基本目標を実現するための施策 ・ 実施施策の抽出の考え方 ・ 実施プログラム(案)
	1月6日 <b>第6回 総合交通戦略策定分科会</b> <input type="checkbox"/> 西宮市総合交通戦略 素案について ・ 西宮市総合交通戦略 全体構成 ・ 実施施策 ・ 実施プログラムの進捗管理(PDCAサイクルの構築、評価指標の設定)
	2月1日 <b>第7回 西宮市都市交通会議</b> <input type="checkbox"/> 西宮市総合交通戦略 素案について ・ 西宮市総合交通戦略 全体構成 ・ 実施施策 ・ 実施プログラムの進捗管理(PDCAサイクルの構築、評価指標の設定)
平成 28 年度	5月11日 <b>第9回 西宮市都市交通会議</b> <input type="checkbox"/> 西宮市総合交通戦略 案について ・ パブリックコメントの実施結果

## 1.2. 委員名簿

	所属	役職	氏名	総合交通戦略 策定分科会
住民 又は 利用者代表	公募委員	監事	酒井 慶子	○
	公募委員	委員	立山 弘和	○
	西宮コミュニティ協会 副理事長	委員	久保田 泰正	
都市交通に 関する有識者	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 特任教授 一般社団法人 システム科学研究所 上級研究員	議長	土井 勉	○ 分科会長
	愛媛大学大学院 理工学研究科 生産環境工学専攻 教授	副議長	松村 暢彦	○
	モビリティコンサルタント ジャーナリスト	委員	楠田 悦子	○
公共交通事業者 又は その指名する者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 企画課（経営戦略）担当課長	委員	平野 剛	
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 都市交通計画部 部長	委員	奥野 雅宏	
	阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 工務部 部長	委員	原田 大	
	阪急バス株式会社 取締役自動車事業部 部長	委員	野津 俊明	
	阪神バス株式会社 業務部 部長	委員	野口 一行	
	みなと観光バス株式会社 代表取締役	委員	松本 浩之	
公共交通事業者 関係団体の職員 又は その指名する者	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会 議長	委員	白井 康民	
	公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	委員	中澤 秀明	
	一般社団法人兵庫県タクシー協会 (推薦委員: 阪神タクシー株式会社取締役営業本部長)	委員	鈴木 康弘	
道路管理者 又は その指名する者	国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所 計画課 課長	委員	堀内 智司	
	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 道路第2課 課長	委員	行徳 光正	
	西宮市 土木局 道路公園部 部長	委員	植松 浩嗣	○
公安委員会の長 又はその指名する者	兵庫県西宮警察署 交通第一課 課長	委員	森田 高敏	
地方運輸局長 又はその指名する者	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官	委員	吉本 道明	
関係行政機関の 職員	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課 課長	委員	北川 健司	○
	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課 課長	委員	松村 知樹	○
	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課 課長	委員	登日 幸治	○
	兵庫県 県土整備部 土木局 道路街路課 街路担当参事	委員	上野 敏明	○
	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	監事	松尾 成史	○
西宮市職員	西宮市 都市局 都市計画部 部長	委員	清水 裕文	○
西宮市長	西宮市長	会長	今村 岳司	

※平成 28 年 4 月 1 日現在

## 1.3. 規約・規程

## 1) 西宮市都市交通会議規約

平成25年1月26日制定

## 沿革

平成26年4月1日 [1]

## (設置)

第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。

## (目的)

第3条 交通会議は、交通施設の整備、移動手手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合かつ戦略的な都市交通計画（以下、「都市交通計画」という。）の策定に関する意見聴取及び都市交通計画の進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。また、地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。

## (事業)

第4条 交通会議は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 都市交通計画の策定に関する意見聴取
- (2) 都市交通計画に位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (3) 都市交通計画に位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (4) 地域の特性・実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (5) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (6) 都市交通会議として取り組むべき事業の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

## (組織)

第5条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 都市交通に関する有識者
- (3) 公共交通事業者又はその指名する者
- (4) 公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 公安委員会の長又はその指名する者
- (7) 地方運輸局長又はその指名する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 西宮市職員
- (10) 西宮市長
- (11) その他西宮市長が必要と認める者

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員の定数)

第7条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 議長1人
- (3) 副議長1人
- (4) 監事2人

2 会長、議長、副議長及び監事は相互に兼ねることはできない。

## (会長、議長及び副議長)

第8条 会長は、西宮市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

- 2 会長がやむを得ず欠席する場合は、会長が指名する職員が出席し、議決権を行使することができる。
- 3 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。
- 4 議長は、会議を主宰する。
- 5 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。

## (会議)

第9条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。
  - (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で議決された事項は、交通会議の議決とみなす。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## (事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。〔1〕

- 2 事務局は、西宮市都市局都市計画部交通計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

## (監査)

第13条 監事は、交通会議の出納監査を行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

## (財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (報償及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

## (交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

## (委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## (附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

## (附 則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。〔1〕

## 2) 西宮市都市交通会議分科会規程

平成25年1月26日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

## (組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は（以下、「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。

## (分科会長)

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通会議の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

## (会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

## (協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

## (傍聴)

第7条 傍聴については、規約を準用するものとする。

## (報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償については、規約を準用するものとする。

## (庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、都市交通会議事務局が行う。

## (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## (附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

## 別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
総合交通戦略策定分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合交通戦略の策定に関する意見聴取</li> <li>・ その他会長が必要と認める事項</li> </ul>
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関すること</li> <li>・ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関すること</li> <li>・ 地域公共交通確保維持改善事業に関すること</li> <li>・ その他会長が必要と認める事項</li> </ul>

## 2. 西宮市交通政策課題検討委員会

### 2.1. 開催履歴

時期		内容
平成 25 年度	9 月 27 日	<b>第 20 回</b> <input type="checkbox"/> スケジュールについて <input type="checkbox"/> 現況分析と課題整理について
平成 26 年度	10 月 31 日	<b>第 21 回</b> <input type="checkbox"/> 基本計画素案について
平成 27 年度	11 月 13 日	<b>第 22 回</b> <input type="checkbox"/> 基本計画および実施プログラムについて
	3 月 28 日	<b>第 23 回</b> <input type="checkbox"/> 西宮市総合交通戦略 素案について

### 2.2. 委員名簿

所属	役職	氏名
政策局	参与(施設・まちづくり担当)	吉田 祥頼
	政策推進課長	四條 由美子
市民局	コミュニティ推進部長 兼 地域担当課長	下野 邦彦
産業文化局	産業文化総括室長	岩崎 敏雄
	都市ブランド発信課長	園田 敏史
	大学連携課長	岡崎 州祐
健康福祉局	福祉総括室長	藤井 和重
	地域共生推進課長	松本 寛
	福祉のまちづくり課長	山本 英治
	福祉部長	町田 竹之
	高齢福祉課長	佐々木 英樹
	障害福祉課長	大谷 義和
環境局	環境総括室長	北野 健
	環境・エネルギー推進課長	山中 直子
	環境保全課長	阿部 正晴
土木局	土木総括室長	廣田 克也
	土木管理課長	川崎 真也
	道路公園部長	植松 浩嗣
	道路計画課長	向井 宣彦
教育委員会	学校教育部長	大和 一哉
	学校改革課長	杉田 二郎
都市局	都市計画部長	委員長 清水 裕文
	都市計画課長	田中 仁志
	交通計画課長	山本 和男

※平成 28 年 4 月 1 日現在



## 2.3. 西宮市交通政策課題検討委員会設置要綱

(平成 17 年 4 月 1 日)

## 沿革

- 平成 18 年 9 月 2 日 [1]
- 平成 19 年 4 月 1 日 [2]
- 平成 20 年 4 月 1 日 [3]
- 平成 21 年 4 月 23 日 [4]
- 平成 22 年 4 月 1 日 [5]
- 平成 23 年 4 月 1 日 [6]
- 平成 23 年 8 月 30 日 [7]
- 平成 24 年 4 月 1 日 [8]
- 平成 25 年 2 月 5 日 [9]
- 平成 25 年 9 月 2 日 [10]
- 平成 26 年 4 月 1 日 [11]
- 平成 27 年 4 月 1 日 [12]
- 平成 27 年 10 月 1 日 [13]
- 平成 28 年 3 月 1 日 [14]
- 平成 28 年 4 月 1 日 [15]

## (目的)

第 1 条 本市の交通政策にかかる課題について検討を行うため、庁内に西宮市交通政策課題検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討課題)

第 2 条 委員会において、検討する課題は、次のとおりとする。[1] [4] [6] [9]

- (1) 総合交通戦略の策定及び進捗管理に関すること
- (2) さくらやまなみバス事業に関すること
- (3) 市内バスネットワークの改善に関すること
- (4) その他公共交通の利便性向上に関すること

## (委員会の構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、協議により他の委員を加えることができる。[1] [2]

[3] [4] [5] [6] [7] [8] [10] [11] [12] [13] [14] [15]

[政策局] 参与（施設・まちづくり担当）（副委員長）、政策推進課長

[市民局] コミュニティ推進部長、地域担当課長

[産業文化局] 産業文化総括室長、都市ブランド発信課長、大学連携課長

[健康福祉局] 福祉総括室長、地域共生推進課長、福祉のまちづくり課長

福祉部長、高齢福祉課長、障害福祉課長

[環境局] 環境総括室長、環境・エネルギー推進課長、環境保全課長

[都市局] 都市計画部長（委員長）、都市計画課長、交通計画課長

[土木局] 土木総括室長、土木管理課長

道路公園部長、道路計画課長

[教育委員会] 学校教育部長、学校改革課長

## (委員会の開催及び庶務)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。[8] [11]

2 委員会の庶務は、交通計画課において処理する。

## (その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員で協議の上定める。

## 付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 2 日から施行する。[1]

## 付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。[2]

## 付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。[3]

## 付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。[4]

## 付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。[5]

## 付 則

- この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。〔6〕  
付 則
- この要綱は、平成 23 年 8 月 30 日から施行する。〔7〕  
付 則
- この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。〔8〕  
付 則
- この要綱は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。〔9〕  
付 則
- この要綱は、平成 25 年 9 月 2 日から施行する。〔10〕  
付 則
- この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。〔11〕  
付 則
- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。〔12〕  
付 則
- この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。〔13〕  
付 則
- この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。〔14〕  
付 則
- この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。〔15〕

## 3. パブリックコメント

募集期間	平成 28 年 2 月 22 日～平成 28 年 3 月 23 日
公表方法	① 交通計画課、総合案内所横(市役所本庁舎 1 階)、各支所・市民サービスセンター、 アクタ西宮ステーションで配布 ② 西宮市ホームページに掲載
提出方法	郵送、ファックス、電子メール、持参
意見提出者	4名
意見件数	18件